

第2回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

日 時：平成17年12月26日（月）

16時00分～18時40分

場 所：国土交通省10階共用会議室

鈴木政策評価官 若干おくれておられる委員の先生もいらっしゃいますが、定刻を過ぎましたので、ただいまから第2回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方、本委員会の調査に快く御協力いただきました愛知県、台東区、日本E R I株式会社、イーホームズ株式会社の皆様方には御多忙の中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

議事に入ります前に、前回欠席されました委員の御紹介をさせていただきたいと思えます。

N P O法人全国マンション管理組合連合会会長の穠山清吾委員でございます。東洋大学助教授の白石真澄委員でございます。

それでは議事の進行につきましては、巽座長 よろしくお願いたします。

巽座長 早速始めさせていただきます。

まず初めに資料の確認をさせていただきたいと思えます。事務局よりお願いたします。

鈴木政策評価官 お手元の資料を御確認いただければと思えます。

まず議事次第と配席表に続きまして、愛知県からご提出いただいた資料1がございませう。台東区からご提出いただいた資料2がございませう。日本E R I株式会社からご提出いただいた資料3がございませう。委員会開会スケジュール、資料4という1枚紙の資料がございませう。

そのほかに参考資料1と2としまして、参考資料1は、第1回委員会における質問事項について（住宅局）、参考資料2は、社会資本整備審議会への大員諮問書等がございませう。資料はおそろいでございませうでしょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

なお、前回の委員会で参考資料としてつけさせていただいていませうが、住宅局から資料提出の申し出がありましたものにつきましては、議事の進行の都合上、住宅局提出資料に関する御質問等につきましては、ヒアリングが終了後にさせていただきますようよろしくお願申し上げませう。

早速ですが、議事に入らせていただきたいと思えますので、カメラの皆様方はここでご退出をお願いたします。また、これ以降の議事の録音に関しましては、放送やインターネットなどに、会場の音声を直接利用することは控えていただくよう御協力をお願いたします。

それでは巽座長、よろしくお願申し上げませう。

巽座長 それでは議題に入らせていただきます。本日は特定行政庁の愛知県及び台東区、指定確認検査機関の日本E R I株式会社及びイーホームズ株式会社から、これまでの経緯・対応などについて聞き取りをさせていただくことになっています。

なお、複数の関係者に共通する議論もあるかと存じますので、質問等につきましては、本日お越しの方々の説明がすべて終わってからにさせていただくようお願いいたします。

また、できるだけ質疑等、議論の時間を確保したいと考えておりますので、御説明は10分以内に終えていただければ幸いです。

まず初めに愛知県より御説明をお願いいたします。

愛知県 愛知県建設部理事の山北と申します。このたび構造計算書偽装問題に関します緊急調査委員会に出席をいたしまして説明をする機会を与えていただきましたので、今回の偽装問題に関する対応状況等につきまして御説明をさせていただきます。資料1をごらんいただきたいと存じます。

まず愛知県におきます建築確認件数の推移でございます。ごらんのとおり平成10年度から記載してございますが、本県につきましては、全体で確認件数4万件台を推移しております。

民間開放以前の平成10年度は県全体で4万8,000に対しまして、本県2万1,000件余を確認していきまして、平成11年度の民間開放以降、年を経るごとに本県分の確認件数は減少していきまして、逆に指定確認検査機関の割合が増加する格好になっています。

平成16年度を見ていただきますと、県内確認件数全体4万7,000件ほどに対しまして、本県分は約4,400件余となっておりまして、県内の特定行政庁合わせますと、好況サイドが20%、したがって、指定確認検査機関は80%となっております。

2ページでございます。本県の確認検査業務の組織体制についてですが、本県におきましては名古屋市を初めとしまして6市の特定行政庁がございますが、それらを除きまして、愛知県内に9カ所の県建設事務所を置いて、そこで確認業務を実施しております。

そこに記載してございますように、それぞれ確認検査に関係いたします建築住宅課という組織の人員は1名から16名まで、全体で申しますと74名で、平成17年4月1日現在運営をしております。下の段に4名とか1名とございますところは総務課、建築住宅課を形成できませんで、総務課に担当者を置いております。

これらの所属におきまして、従来の建築確認あるいは開発許可業務のほかに近年、その

下に書いてございますように、中間検査業務あるいは違反防止のパトロールあるいは建設リサイクル法対応あるいはハートビル法等々、記載の事務が増加してまいりました。その結果、建設事務所の建築住宅課の職員そのものは70名余で推移しておりますものの、あまり変動がないものの、建築確認の審査事務に割く時間は業務全体の20%ほどになっています。

そういう状況の中で、同時に建築確認のみを行います職員の配置は困難でありまして、特に構造担当者などの専門スタッフを置くことは不可能な状況となっています。

3ページに参ります。構造計算書偽装問題の経緯でございます。

11月21日に、千葉県さんから本県に対して情報をいただきまして、私どもは建築計画概要書によりまして4件を確認いたしました。それを受けまして、建築確認時の図書の見直しを行いましたけれども、一見して偽装がなされているといったことが見受けられませんでしたので、独自に再計算を行って検証することいたしました。

その結果、いずれも大臣認定の構造計算プログラムを使用いたしました構造計算の計算過程で偽装があったことを確認したために、これらの検証結果を把握でき次第、公表してまいったところでございます。公表の資料につきましては4ページ以降に記載してございますので、合わせてごらんをいただければ結構かと存じます。

7ページ、一番最後ですが、そこをごらんいただきますと、本県が直接確認をいたしました4件はいずれも用途はホテルでございまして、確認をした時点は平成12年から15年にわたるものでございます。規模・構造は8階建てから11階建ての高層のホテルでございまして、延べ面積といたしましては2,000平米から3,000平米の規模のものでございます。建物形態は、1階が柱・梁で持つような構造でございまして、2階以上はどちらかと言えば耐震壁で持たせる壁構造的な構造です。いずれの4件もこうした類似のものでございました。

それが一応偽装問題に関する経過でございますが、偽装の手口は、プログラムによります計算スタート時に設定をされました条件が途中で変更されるなどの、いずれも入力データの改ざんがなされたものでございます。これらの偽装行為は、偽装を見破られないよう周到に工作した結果のものでありまして、建築主事が行います審査事務では指摘できないきわめて巧妙で悪質な行為であると判断しております。

なお、ホテル側への対応ですが、偽装が判明しましたホテル側とはその後連絡を密にいたしまして、改修計画等の立案に対しまして、県として可能な限りの協力を行っている

ころでございます。

資料にはございませんが、構造審査に対する本県の基本姿勢を申し上げたいと存じます。

今回の偽装問題を踏まえまして、改めて本県の建築確認の審査事務について検証を行いました。基本的には必要な審査はなされていると判断をしております。

本県での構造審査は、愛知県建築基準法関係例規集というものがございまして、それによって添付を求められています概要書または構造計算チェックリスト等によりまして、構造設計の方針あるいは構造計画の妥当性を確認いたします。そして、構造図及び構造計算書の審査に当たりましては、必要に応じて、その基準等を参考に審査をしているところでございます。

そもそも確認の制度が、建築物の安全性等を行政的に担保しようとするためにあることを考えますと、建築士が設計しました建築物を一から十までチェックし直すことを求めているわけではありませんが、また、現実問題としまして、時間的な制約から、そのような審査は無理であると考えているところでございます。

今回のような偽装された申請書で、その偽装を見抜くには、今回、検証作業で行いましたように、独自に再計算に等しい作業を行わない限り見抜くことは難しいと判断しています。

次に、再発防止を初めとします今後の対応について述べたいと思います。

私ども、建築確認の制度上の問題があったと言いましても、結果として、建築確認に対する信頼を揺るがせまして、県民の皆様は、建物の安全性に対します不安を与えたことにつきましては、建築行政を預かる立場として誠に申しわけなく思っているところではございます。

そのため、現在の制度のもとに当面、緊急の措置としまして、偽装を前提とした再計算を含む構造検証体制の整備をすることといたしています。また同時に、建築士事務所への指導強化、構造設計者の把握の強化、県民の皆様の不安解消のために相談窓口を拡充することを年明け早々スタートさせようとしているところでございます。

最後に、今回の偽装事件を踏まえての要望を述べさせていただきたいと存じます。

私ども、行政庁としてとれる緊急措置、ただいま申し上げました緊急措置を講じますものの、今回の問題が起こりました原因である建築確認制度その他関係する制度の見直しを強く要望するものであります。

具体的には、本来、建築物の安全確保は設計者・施工者が責任を負うべきものでありま

して、確認申請に当たりまして、実際、申請者・設計者が、この申請書に記載の事項は事実であると記述して申請されているものでございます。建築確認制度そのものがそういうことを前提としてつくられているものと理解しております。

審査そのものもその前提で行われているという事実に基づきまして、偽装などの悪意を持った申請も含めて、確認審査を行う側の責任範囲を今後明確にさせていただきたいと存じます。

二つ目には、大臣認定プログラムに関しまして、プログラム使用に当たりまして不正が介在できないような改善を行うことはもとより、確認審査機関が適切な処理体制をとることができますように、審査業務の範囲を明確にし、その範囲に応じた処理期間を設定していただきたく存じます。

先ほど申し上げましたとおり、私ども県として、年明けから自前で再計算を行うような体制を組むわけですが、このような自治体が再計算を本当に行っていかなければいけないのか、そのへんも明確にさせていただけたらと存じます。

最後に、確認申請が平成11年から指定確認検査機関へ大半シフトして、私ども特定行政庁の確認申請が激減する中、特定行政庁の確認審査体制は弱体化していかざるを得ない状況にあります。そういう中で、私どもの審査水準及び体制をどう維持していくかは大きな問題でございます。

また、さらに本年6月の最高裁決定で明らかになりました自治体の被告適格判断も、建築確認制度上の問題として、私ども特定行政庁にとりましては絶対に認めることができない大きな問題であると認識しています。

今回の問題で22都府県、80数件にも及ぶ物件がすべて同じように偽装を見抜けずに問題となっていますのは、建築確認制度上の問題と認識をいたす次第でございます。

以上のことから、建築確認検査制度全般にわたる建築基準法の徹底的な検証と見直し、建築士制度の見直しなど、国が率先して建築行政の信頼に努めていただきますように希望をいたすものでございます。

以上でございます。

巽座長 どうもありがとうございました。続きまして台東区より御説明をお願いします。

台東区 台東区から用意しました資料は資料2のほか、委員会の了解を得られれば、委員限りでお願いしたい資料がございます。

巽座長 台東区から資料を用意しておられますが、そのほかに委員限りで資料を用意し

ておられるという申し出がございました。これにつきまして、委員限りとして配付してよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それではそのように取り扱うことといたしますので、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

台東区 私は東京都台東区都市づくり部長の檀尾でございます。

初めに、このたびは私どもが建築確認を行いました物件で、偽装を見抜けないものが1件ございました。この席をおかりしまして深くおわび申し上げます。

それでは資料に基づきまして御説明いたします。資料2をごらんいただきたいと思えます。

1 ページをごらんください。1「確認業務の組織体制」でございます。

私ども都市づくり部には課が8課あり、そのうちの一つが建築課でございます。建築課の職員は26名おります。そのうち建築確認業務を行っているのは、1の表にあります12名でございます。建築主事がいまして、建築担当、これは意匠関係です。それから構造担当、設備担当とそれぞれおりまして、合わせて12名の組織体制で建築確認の業務を行っています。

2「構造計算に通曉する職員の状況」でございます。構造審査の経験者は建築課内に6名います。台東区の庁内には9名、合わせて15名おります。

3「確認申請件数の推移」、過去5年間でございます。台東区では床面積が1万平米以下のものを担当しております。これ以上のものにつきましては東京都等が確認をしています。

12年度は台東区が551件、指定機関は19件、合わせて570件ございました。13年度は545件、14年度は367件、15年度は307件、16年度は230件と、逆に指定機関につきましては年を追うごとに増加しており、16年度につきましては台東区が割合としましては37%、指定機関の割合が63%に達しています。

2 ページをお開きください。

4「構造担当者の平成16年度月別審査件数リスト」でございます。構造担当者は係長1名、係員2名という表がありましたが、その3名で構造計算書をこなしている件数をこの表に挙げてあります。これは平成16年度のものでございます。4月から3月まで月によってばらつきはありますが、全部で166件あります。

16年度は建築確認申請が全体で230件でございますので、そのうちの166件が構

造計算書があるものでございます。月平均にしますと14件、これを係長を除く二人の職員に分担していますので、一人で1週間に平均2件の割合でございます。

5「今回偽装案件の概要」でございます。

物件名は（仮称）エクセリア浅草田原町です。構造及び階数は、鉄筋コンクリートづくり12階建て、地階はありません。延べ床面積は1,720.24平方メートルでございます。用途は共同住宅、1階は店舗でございます。住宅戸数53戸、建築主は株式会社シンアイ、設計者は株式会社井上建築企画研究所でございます。現況につきましては未着工で、現在、更地でございます。

6「偽装を認識するまでの経緯」でございます。

平成17年11月17日、木曜日、国土交通省が発表しました姉齒建築設計事務所による構造計算書の偽装問題を受けて、区が確認処分をした建築確認について、同事務所の関与の有無を調査しましたところ、構造計算書に姉齒元建築士の名前を発見しました。構造計算書を詳細にチェックし、断面算定の数値を6割程度とする偽装を認識しました。

7「偽装を認識した後の対応」です。

平成17年11月18日、金曜日、元請設計者に電話連絡及び文書を送付し、本件の説明を求めました。平成17年11月22日、火曜日、建築主・元請設計者が来庁し協議をいたしました。内容は、建築確認の取消処分についてでございます。23日が祭日でございます。次の11月24日、木曜日、私ども台東区が建築確認の取消処分を行いました。

8「構造計算書偽装の手口」でございます。

1枚おめくりいただいて5ページをお開きください。地震時応力の低減ということで、1が正規の地震力（係数1.0）による構造計算書、2が低減した地震力（係数0.6）による構造計算書です。

左側は1番として入力条件、これは設計者による手入力でございます。建物形状、コンクリート、鉄筋強度等をすべて設計者が手入力します。荷重計算は自重とか地震力についてですが、コンピュータによる自動計算です。建物に作用する応力計算、荷重が作用しますと建物に応力が発生します。これも自動計算でございます。断面算定、作用した応力に対しまして、どのような断面力が必要であるかという計算を行います。これも自動計算です。作用する応力が許容応力よりも小さければいいわけですが、この場合は許容応力の方が小さくNGということになっています。

右側につきましては同じようなものですが、違うのは地震力の係数が0.6ということ

3が日本建築学会の鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説、4が日本住宅木材技術センターの木造軸組工法住宅の許容応力度設計、その他、学会及び日本建築センター発行による指針等を利用してございます。

1 1「再発防止対策等」について簡単に御説明させていただきます。

東京都23区の特別区長会では、国土交通大臣あて要望書を提出いたしました。その基本的な内容につきましては、1番に書いてあります建築確認制度の見直しでございます。それを踏まえまして私ども台東区では、それを踏まえた対応をしていきたいと考えております。

2番につきましては審査方法の厳正化等、台東区独自の、偽装を見抜けるチェックリストの充実でございます。

いままで構造につきましてはチェックリストがありました、偽装対応ではなかったということで、チェックリストを充実したいと考えています。

3番は構造審査体制の強化でございます。これはすべて含めて、今現在、強化をしたいと考えております。

4番は構造専門機関との連携強化による専門技術及び実務能力の向上です。台東区の構造係では、コンピュータソフトを用いた実務能力につきましては、実際の設計等を行っておりませんので、構造の専門機関と連携して実務能力等の向上を図っていきたいと考えています。区民に対します構造相談窓口を開設しまして対策をしています。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

巽座長 どうもありがとうございました。続きまして日本ERI株式会社より御説明をお願いいたします。

日本ERI(株) 日本ERIの鈴木でございます。最初に少しごあいさつをさせていただきます。

今回の姉齒建築設計事務所が関与した構造計算書偽装事件につきましては、建築基準法に違反した構造耐力の不足する建物を構築するという絶対にあってはならない行為であり、強い憤りを覚えるものであります。

指定確認検査機関として、このような構造計算書の改ざんを発見できなかったことは大変申しわけなく思っております。

当社は民間確認検査機関のパイオニアであり、社員数、現在ですが514名、一級建築士346名、建築基準適合判定資格者、確認検査員ですが167名、これに、ことし29

名の試験合格者がいます。そういった者を擁する最大手企業として、この業務が広く社会的信頼を得て、安全・安心の社会づくりに貢献したいという強い思いを抱いてきました。

このため、業務執行体制の強化に努め、特に人命を左右する構造と避難につきましては慎重に審査をしております。構造審査には40名以上の構造設計の実務経験豊富な専任職員を置き、確認検査員とともに審査に当たっており、審査の体制は、行政を含めでも随一であると自負しています。

にもかかわらず、今回の構造計算データの改ざんを発見できなかったことは、想定外のこととは言え深く反省しています。今後は手口解明を通して再発防止を図り、また、偽装ありきという前提に立った構造審査体制の改善を着実に進めることにより社会的責任を果たしていきたいと考えています。

お手元に資料3を配付させていただいておりますが、このほかに委員様限りの資料を用意してありますので、お受け取りいただければと思います。

巽座長 日本ERI株式会社から、委員限りの資料を用意したというお申し出がございましたが、これを委員に配付するということによろしくございましょうか。それではそのようにお願いいたします。

資料の配付を委員にお願いします。

(資料配付)

日本ERI(株) 資料3に基づきまして御説明申し上げます。御説明の順序と、資料のとじ方、順番等がちょっと狂っていますが、番号を申し上げますので、その資料をごらんになっていただきたいと思います。

最初に資料3 - - 5です。事件発覚後の対応です。

当社はことし11月11日に国土交通省から電話による通知を受けまして、3件、姉齒元設計士が申請代理人となっているものがあるということで、それについて調べるようにというお電話をいただきまして、直ちにデータベースを検索しまして3件を確認し、御報告いたしました。

その資料を倉庫から取り寄せまして検証作業に入ったのが15日でございます。17日には、今回、偽装事件にかかわる業者名も公表されましたので、データベースを検索し、61物件を抽出いたしました。18日は社内に対策チームを組成しました。22日になりまして、下請け等により関与した13物件、姉齒元設計士が下請けで構造設計をしているものが13件、3件のほかにございました。その偽装の有無の検証作業に入りました。

その一方、各行政から、12条5項の報告を求めることがありまして、行政連絡チームが対応しました。ユーザーのマンション住民、建築主等からの照会がありまして、住民対応チームが対応しました。25日になりまして、行政からの要請で、姉齒元設計士関与以外の物件の再調査を開始しまして、現在も継続しています。28日に構造計算ソフト、これは従来ございませんでしたが、購入しまして計算を行っています。30日に検証の経過（第一次）を発表しました。同日に、計算書の出力データをテキスト編集で改ざんした疑いが強いことに行き当たりまして、国土交通省に報告し詳細に御説明申し上げました。

12月3日に初めて、住民への説明会に出席しました。現在も続いています。12日にユーザー、木村建設、平成設計関与の50物件を第二次検証分として確定しまして、再計算による精査を実施中でございます。これは15名ほどのチームで行っていますが、本日、一部間に合わない部分があると思っておりますが、特定行政庁様に報告をしています。13日に検証経過（第二次）を発表しました。15日に、社内組織として正式に対策室を、これまでは緊急の対応としてやってまいりましたが、正式な組織として対策室を設置しました。22日に検証結果（第三次）分を発表したところです。

下に参考としまして、対策室の構成、検証チーム、行政連絡チーム、住民対応チーム、改修支援チームを編成しています。

先ほど、ソフトを購入したと申し上げましたが、現在のところ、この五つのソフトを購入しています。

姉齒元設計士が偽装した物件についてどうだったかを御説明申し上げます。資料3 - 4と6をおあけいただきたいと思っております。

1から14までございます。16物件のうち明らかに偽装があるものはこの14物件でございます。共同住宅が8件、ホテルが6件でございます。右側に、建築確認を受け付けた日と確認済証の交付日を整理しました。この差をとっていただきますと審査期間がわかります。例えば1番ですと30日、2番目は26日、3番目は30日となっておりまして、平均しますと28日でございます。

10番にホテルがありますが、これは少し長い時間がかかっていますが、何かの事情があったかと思っております。これを除きますと平均24日となります。

その14物件につきまして検証を開始した日、完了日が資料3 - 6です。15日から始めていますが、ここに書いてあるような数字で、担当職員数は検証作業を行った人数です。検証作業を行った者は全部、構造審査の専門家でございます。

資料3 - - 8 - 1から8 - 5まで、14件の中から五つを抽出しまして、個別にどうであったかというものを整理しました。左上にB棟、D棟、E棟とありますが、先ほどの表の物件名と対応します。

改ざんの手口としましては、断面検定時の応力の低減もございまして、B棟では「無し」と書いてあります。8 - 3のE棟では「有り」、1.25を1.0にしている。

ホテルでは指導の係数がございまして、それを1.25倍している地域がございまして、それを1.0にして計算しているものでございまして。

B棟に戻りまして、荷重の入力の改ざん、部材の強度、剛性を改ざんしているもの、出力データをテキスト編集ソフトで、数字だけを後から改ざんするものもございまして。中段には検証の流れを書きまして、一番下は住民の方々との対応を整理しました。8 - 1から8 - 5まで同じようにございまして。ホテルは住民はいらっしゃらないので書いてございません。

当社の確認検査、構造審査の体制につきまして御説明申し上げます。資料は3 - - 1でございまして。

12月1日現在、社員数514名、一級建築士346名、確認検査員167名、これにことしの検定合格者29名を加えますと資格者は196名の予定でございまして。構造審査担当者は41名で、このうち12名は確認検査員となっております。ことし検定に合格した者がこの中に8名いまして、資格者は20名となる予定でございまして。住宅性能評価員227名、営業拠点は本社と23の支店でございまして。

3 - - 2 - 1、2 - 2、組織がどうなっているかということです。2 - 1は全社の組織図です。2 - 2が確認検査業務の組織体制です。

本社には確認検査本部がございまして、その中に確認検査部、その中に審査一課から三課、構造審査課、設備審査課がございまして。そのほかに住宅確認部を別にしています。支店には確認部がございまして。

一番下が審査の決裁の流れでして、意匠・構造・設備のそれぞれの審査を行いまして、確認検査員がその指揮をとって行く。意匠が確認検査員も兼ねて、構造の担当者が確認検査員である場合ももちろんございまして。4人でチームを組みまして、それでよとなれば確認部長が決裁をする仕組みにしています。

資料3 - - 2 - 3ですが、当社の確認の構造審査担当者はどういうものでやっているかをまとめたものでございまして。左側に大手ゼネコン、設計事務所、行政と書いてありま

す。上に経験年数が書いてありまして、5年以下、6～10年、10～20年、20年超という分布になっていまして、大手ゼネコンで構造設計の実務をしていた者が3分の2近くいるということがございます。10年以上の者が大半であると言えるかと思えます。

資料3 - 3ですが、当社の確認件数の推移です。平成12年度から仕事を始めまして、17年度は11月30日までの数字です。共同住宅、事務所・店舗、戸建住宅、昇降機、その他、その他は工作物等です。

16年度で申し上げますと年間4万4,675件でした。これを確認検査員の数で見ますと、昨年度は139名でございましたので、それでこの件数を行っているということがございます。一人当たりになりますと月平均27件を行っている計算になります。

資料3 - 7 - 1をごらんいただきたいと思えます。今回の偽装物件の構造審査担当者はどういう者であったかということございまして、左側にA、B、C、D、E、これは物件名とは関係ございません。この8人が、先ほどの14物件を審査していました。学歴、前職、構造経験年数、資格、入社年月日等を整理しています。

資料3 - 7 - 2、以上の8名の構造担当者が過去1年間にどのぐらいの構造審査をしたかというものでございまして、平均値でお示ししてございますが、月平均一人32件審査していることになります。

以上で偽装物件につきましての御説明は終わりました、最後に、当面の対策としまして資料3 - 9をごらんいただきたいと思えます。

1番目に、構造審査の体制を強化するというので、先ほど41名と申しましたが、これを50名以上としたい。確認検査員も現在167名ですが、4月までに200名以上にしたいと思えます。本社のほか、五つの支店に構造審査課を置き、構造審査におけるダブルチェック体制を整備したいと考えます。

2番目に、構造審査マニュアルを改訂・充実させ、審査時のヒアリングシートを新設します。実際に構造設計・構造計算を担当された方を届け出ていただき、当社のデータベースに登録します。その構造計算をされた方に直接ヒアリングをする。申請代理人と言いますが、元請の設計事務所の人だけではなくて、直接面談をし、ヒアリングをするというふうにルールを改定したいと思えます。

3番目に、今後の構造審査に当たっては、全件というわけにはまいりませんが、構造計算ソフトを全社的に導入し、入力データの提供を受けて、みずから計算ソフトを走らせて検証することとしたいと思えます。これにつきましては1月以降始めたいと思えますが、

制度の法改正等がありました場合、見直していきたいと考えています。2番も同じです。

最後に、業務監査を強化するということで、第三者による業務監査導入を検討していきたいと思います。

お手元に非公開の委員限りの資料をお届けしましたが、どういう資料があるかだけを御説明します。

最初に偽装物件のサンプル5件、これは厚いものですのでファイルでお届けしています。偽装物件における設計者とのコミュニケーション資料、これは審査したときの記録です。当社の構造審査マニュアル、当社の内部監査の資料、株主リスト、役員の状況をお届けしています。

以上でございます。ありがとうございました。

巽座長 ありがとうございます。最後にイーホームズ株式会社より説明をお願いいたします。

イーホームズ(株) イーホームズの藤田東吾でございます。今般、耐震偽装事件にかかる国土交通省への第一公表者として、この事件の全容解明と、有効な再発防止対策について全力を尽くしている状況ですが、住民の方等におきまして、年末、年の瀬を迎えて大変な状況であることは、建築行政を担う一員として非常に心苦しく、また、二度とこのような事件がないように深く反省しなければいけないと思っています。

私どもから、事務局から要請いただいた資料について、委員限りということでお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

巽座長 ただいまイーホームズ株式会社から、委員限りで資料を用意したので委員に配付していいかというお申し出がございましたが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは配付してください。

(資料配付)

イーホームズ(株) 組織図や組織体制について御要望をいただきましたが、従前において国土交通省建築指導課に資料を提出していますので、今回はより事件の全容解明に資する情報ということご説明させていただきます。

まず第1枚目ですが、現時点で弊社において耐震偽装物件として認識している一覧です。35件ございます。このうち右から4列目、受け付けからの日数がございますが、確認申請を受け付けた日から確認をおろした日までの日数でございます。

先の12月15日に行われた国会の証人喚問で姉齒建築士が、弊社は14日でありと
というような発言があったと思いますが、ここに書いてありますとおり14日でありて
いるようなものはありません。平均すると26.5日でございます。先ほどのERIさんと
ほとんど同じ日数だと思います。

2枚目は、今回の偽装物件35件にかかり、構造担当者補助員のリストを出してくれ
という御要望でしたので、補助員のリストです。35件にかかりましては7名、AからGと
いう者がかかわっています。

当社の構造審査部は、社員数総数170名ほどいますが、確認検査部の人員が約150
名弱、そのうち17名が構造審査部専属です。これに確認検査員が30名いまして、約5
0名の体制で構造審査を行っている状況です。補助員が審査をした上で、確認検査員が決
裁をする状況がこの一覧になってございます。

件数が多い者、例えばBなる人間は戸建住宅をメインでやっている者だと御理解いただ
ければよろしいと思います。戸建住宅、マンション、その他の物件、工場とか、そういう
建築物に応じて、それぞれさまざまな件数を審査しております。

次のページが、補助員の学歴・職歴について出させていただきたいということでしたので、
学歴・資格等について、7名の者について出しています。全員が一級建築士は持っている
ということです。弊社の構造審査部には4名のJSCAの会員がいますので、構造計算プ
ログラム等についての知識が深い人間もいまして、かなりの物件を検索している状況で
ございます。

次の次、構造検査基準、弊社が準用している構造審査基準です。確認検査業務物件は国
土交通大臣の認可が要るものですが、この認可の中で、審査基準について設定せよという
項目がございまして、弊社としては、この構造審査基準を用いて審査を行っています。か
なりなボリュームになっています。

この内容におきましては、先ほど台東区さん、ERIさんがおっしゃったように、日本
建築行政会議その他の構造審査指針等を準用し、また、必要なチェック項目ということで
弊社で加算したものを編集している次第でございます。

資料としてはこういったものを提出させていただきました。

今回の事件を公表するに至った1番の大きな動機は、10月27日にヒューザーの小嶋
社長から、イーホームズだけではなくて他機関や行政でもずっと同様の偽装の申請を出し
てきたとはっきり言われたんです。それをイーホームズが発見したからといって正義漢づ

らして公表して何の意味があるんだとはっきり言われたんです。もし公表したら徹底的にたたくぞとも言われましたが、余りにも建築行政を冒とくする、建築にかかわる者として余りにも非常識な発言に非常に怒りをおぼえて公表に至りました。

10月26日に第一報で、国土交通省建築指導課の指導係長あてにメールで、事態の重要性について訴えたわけですが、建築指導課では事態がなかなか理解されずに、正式な担当者がつくまで2週間かかりました。毎日のように建築指導課に行きまして事態の説明を具体的にしたんです。これだけの物件が偽装なんです、いま地震が起きたら大変なことになると、毎日毎日、朝も夜も行ったりしました。

11月10日に正式な担当者がつきまして、11月11日に国土交通省の2階において、当社からも技術者を派遣して会議を行うんですが、これはそのときの会議録ですが、国土交通省から課長補佐を含めて担当官2名の方、建築研究所の技術者、岡田様ほか3名、国総研から1名、財団法人建築センターから、評定部長の塚田様ほか3名の方、今回のSS2大臣認定プログラムを開発したユニオンソフトシステムから、技術責任者の酒井様、東日本住宅強化センターから構造部長の方、これは当社と同じ民間の機関でございます。そして当社から2名の技術者を派遣して、この偽装が実際どのように行われたかということを議論・検討していくんです。

今では報道等で皆様御存じだと思いますが、当初は構造計算プログラムが編集・改ざんされるという予備情報を我々は持っていなかったんです。ですから、この偽装がどのように行われたかを、初め、正規の計算と、違う数字を入れた計算を2パターンか3パターン、構造計算書を走らせて、ボリュームはかなり出るんですが、その一部を差し替えたような偽装を行ったのではないかと推測したんです。しかし、その調査過程の中で何としても復元ができないんです。

そうしたときに、ユニオンシステムの酒井様から、本件認定プログラムにおいては、ユーザーの汎用を考慮した結果、プログラムは編集できる状況になっているという御発言がありまして、一同、そこに会した約13名の方が皆さん驚愕したという事実がございます。

よって11月11日の時点で、本件偽装の問題については確認検査制度上の問題ではなくて、大臣認定プログラムを性能評価をした性能評価制度の問題であるという認識に、同席した一同が至ったと私自身は理解しています。

私自身も夜の11時、朝の1時を明けても、ほとんど徹夜で国土交通省の建築指導課に出向いて担当官の方と打ち合わせをしていました。国総研の方や建築センターの方とも名

刺交換をしてこうした事態を認識していました。

確認検査制度は意匠・構造・設備をチェックするわけですが、その中で構造計算図書については、大臣認定プログラムが性能評価制度のもとで認定されるわけです。つまり、この事件は大臣認定プログラムが改ざんされない形、編集されない形で評価されていれば起きなかった事件です。

また、もともと犯罪者、ユーザーさんとか姉齒さんのような方がいなければ起きなかった事件です。

もし制度上の不備を指摘されるのであれば、性能評価制度における、つまり財団法人日本建築センターがプログラムの性能評価を行うときに、改ざんされない形で審査・申請ができるシステムで評価していればこの事件は起きなかったと私は考えています。

この事実は11月11日にわかっていたんですが、このプログラムを編集できるということを正式に発表したのは、12月8日に日本建築センター評定部長の塚田様が、日経アーキテクチュアの取材に答えてコメントを發表しました。それに続きまして12月13日に朝日新聞の朝刊の1面ですが、国土交通省も、印刷物が改ざんできると。

ほかの行政の方、ERIの方も、この偽装がどうやって行われたかという問題について、差し替えじゃないかという推測ですが、差し替えじゃないんです。プログラムの結果が改ざんされてしまうので復元ができないんです。だから、今現在、行政や民間の機関、一級建築士事務所等に住民の方が頼んでも、再計算の結果、いわゆる低減率の度合いがみんなバラバラなんです。それほど複雑な状況になっているということです。

一部の報道では、簡単な偽装と難しい偽装があると、姉齒さんが12月15日に言っておりましたが、すべて復元ができなかったんです。

確かに、今回偽装されている代表的な例として、断面算定値と応力算定値の不整合という特徴が見られるんですが、断面算定値と応力算定値は一致していても、実際に再計算を行ってみたら0.3とか0.4と低減しているという事態です。

私どもは今回、再発防止対策という意味では第一に何を行えばいいかでは、確認検査制度の問題ではなくて、大臣認定プログラムが改ざんされないような形での申請がされ審査できるシステムが開発されれば、構造計算書図書の偽装という問題は解決できると思っています。私はそのように理解しています。

正直言いまして、11月17日において国土交通省の次官発表で、この問題において審査機関に過失があるのではないかという誤発表があったわけです。そのときに私ども非常

に驚きまして、審査機関のミスで、図書省略制度において運用が間違っていたんじゃないかという指摘があったんですが、姉齒さんが申請した物件については一切図書省略制度は利用されていません。ですから、大臣認定書の有無、利用者証明書が同等であるかどうか、ヘッダーの印字についてなどの議論は全く関係ない議論です。すべてその3の資料、つまり構造計算図書が添付された形での原則規定の中で審査が行われたということが今回の実態でございます。

確認検査制度上においては、確認検査員も建築主事、建築基準適用判定資格という資格者が経験と知識によって確認を行いなさいということが建築基準法5条、6条に明記されてございます。この経験と知識こそが建築行政50年間の中で培われたチェックリストでございます。そのチェックリストにおいてすべてチェックしても、今回の偽装は、確かに結果として見抜けなかったということでございます。

大臣認定プログラムを再計算すればよろしいという御意見もありますが、構造計算はただの計算ソフトではないんです。数値だけを入力して結果を検算するのであれば確かにだれでもできると思いますが、構造計算図書のプログラムを入力するのは設計業務を伴うんです。

なぜかという、仮定条件である杭の支持力とか、地震時に壁がどの部分から崩壊するかという仮定条件が表に出て来ない形で入力していくんです。これは明らかに設計業務です。設計業務に関しては確認検査機関はできないという法律になっています。

私どもは現在、かなりな行政、民間機関が発表している、低減率が違うという物件については私どもみずから再計算を行うようにしました。これはあくまでも確認検査業務ではない、デューデリジェンスという業務の中で現在行っています。

そういったことが委員の皆様には伝わっていただければ、今回の事件の全容解明と有効な再発防止対策につながると私は思います。

私からは以上でございます。

巽座長 ありがとうございます。4名の方から報告をいただいたわけでございます。これから、いままでいただいた御説明を踏まえて、委員の皆様から十分な御議論をいただきたいと思っております。

野城委員 具体的な質問に入る前に、時間が限られていますので、こういう論点ではどうかということで委員の皆さんに提案申し上げたいんですが、4人の方々に伺いまして、テクニカルな側面、なぜこういう物件の確認がおりてしまったかというところを改めるこ

とが一つと、もう一つは、調査委員会としましては、特に民間への委託ということが問題になったんじゃないかということに対して説明をする義務を負っておりますので、それについては私、簡単に論点だけまとめてきました。

これを質問するというよりは、おそらくすでに御説明いただいたところと重なっているところがございますが、もしお許しをいただければ、この論点だけは委員の皆様にも、こんなことを総合的に聞きながら明らかにしていく必要があるんじゃないかということをご参考までに見ていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

嵐委員 もう一つ、資料の問題ですが、この会合全体はオープンで、すべて公開することになっているんですが、委員限りとした理由は何があるんですか。公表しちゃうまいということですか。それとも資料数が多くてみんなに配れないからそうしたのか。

例えば藤田さんのところを出した資料は、似たようなことが公表資料の中に入っているものもあるし、そのへんが統一されていない感じがしますが、僕は全部に配った方がいいと思いますが、なぜ委員限りなのか。

日本ERI(株) 私どもは具体的な、かなり細かいことを書いてありますので、委員の皆様方にはぜひお目通し願いたいと思いますが、この中の部分的なことが一般に流布していくと、私どもというより居住者の方とか、直接行政と連絡をとって、住民の方とも話し合いをしたり、進行中の資料も入っています。そういうのがひとり歩きすると困るという趣旨でございます。

イーホームズ(株) 委員会に参加するので、委員会に提出するという形で委員限りと。個人情報や企業秘密に触れないものは参席されている方皆さんにごらんいただいても結構な内容です。

台東区 台東区の場合は確認申請書の構造計算書の一部ということでございますので、生のデータということですので、委員の方々限りということにさせていただきました。

巽座長 いかがでしょうか。かなりの個人情報が含まれていますので、委員限りでいいんじゃないかと思いますが。

井出委員 見もしないうちに委員限りと言われるのは非常に困るんです。見ないうちから委員限りと言われたのでは、我々、まず見たいということでオーケーしますが、その内容については別途、委員の方たちが話し合った上で、ここまではいいんじゃないですかということをお話し合った方がよろしいんじゃないかと思いますが。

和田委員 きょうの書類の中に、特に藤田さんのなんかいろいろ丁寧にあるんですが、

建築は人がさわれるフィジカルな、物理的なものですよね。それがほとんど皆さんの資料が文字ばかりで、台東区さんのが一つだけコンピュータで打ち出されたプランが出ていますが、こういうことをしているのが良くないと思います。

この見にくい書類にちゃんと曲げモ - メント図を書きなさいとか、スケッチで柱の断面の絵を書けとか、そこに耐力が書いてあれば、こんなに少ない鉄筋で何でこんな耐力があるのかということがわかるわけですよ。

我々、建築を30何年やってきた者ならば、かろうじて解読できる書類ですが、文字ばかりにしちゃうことがこういうことの原因だと思います。見られなくて仕方がないんだと皆さんおっしゃるけど、窓口で、もっとわかりやすい書類を出しなさいとか、これじゃ見れませんかとかと皆さんおっしゃるけど、申請者側が持っていったものが見にくければ言えればいいわけですよ。

特にERIさんやイーホームズさんは、申請者がお客ですから仕方なく受け取らざるを得なかったのかもしれないんですが、力学にのっとってやっているんですから、文字ばかりでやるのをやめたらいいと思います。

そのへんいかがでしょうか。実際、窓口でどうしていたのか。こんな書類で見なきゃいけないと法律で決まっているのなら国交省の問題だし、見にくい書類を受け取れないと言えるのなら、それぞれの方が何でちゃんと言わなかったのか。

いつも言っているように、図面を見ればわかるんですよ。

鳥委員 資料のことについて言うと、この委員会の趣旨は、すべてオープンにして、ありとあらゆる資料を要求できる、これが第三者のチェック機関だということになっているわけだから、委員限りということがどんどんふえていくことは、基本的にこの委員会の趣旨に反すると思うので、さっきおっしゃったような個人情報とかの問題があれば、その問題はこういう理由だから委員限りにしてくれということにした方がいいと思います。

今後の資料の提出の仕方も、そこらへんをきちんとしてもらった上でやったほうが混乱がなくていいと思います。

巽座長 わかりました。今回については委員限りとさせていただいて、その内容を委員がごらんになって、この点は公表してもいいんじゃないかということがありましたら、次回以降、そのような措置にしたいと思います。

先ほどから提出されている資料と御説明についての議論にしたいと思いますが、今、和田先生から具体的な御議論がございましたが、その前に野城さんからの提案がございます

ので、議論の仕方についての御提案だと思しますので、よろしく申し上げます。

野城委員 1点目は、先ほど和田先生が提起された資料で、そこを切り口にお話を伺えばいいかと思いますが、2点目に、こういう論点を忘れないで質問したらいいんじゃないかという論点だけメモにしたので、もしお許しいただければ皆さんに配っていただけたらと思います。それが私の提案です。

巽座長 配ってください。

(資料配付)

野城委員 1点目と2点目はキチッと分けた方が、そこを行ったり来たりしますと大混乱になりますので、私の提案として、和田先生が提起された問題からした上で、私が配りました2点目については、それを踏まえて、もし必要なことがあれば質問させていただくということでいいんじゃないでしょうか。

1点目は、和田先生がされました、実際に確認申請を受け付けた後、チェックされる際の工夫あるいは、それにまつわるさまざまなテクニカルな問題について問題を整理した上で。

私が書きましたのは、民間の確認検査機関がこういったものを担うべきかどうかについても懐疑的な御意見もありますので、そのやりとりを通じた上で、きょう伺うことがあれば、当事者の方々に伺えばいいんじゃないかと思います。

巽座長 野城さんの資料を配っていただきましたので、これについてまず御説明いただいて、その上でやりたいと思います。

野城委員 それでは2点目ですが、すでに御説明いただいたところがございますが、民間の指定確認検査機関の方々に伺いたいことは、一つは、現行制度においては、会社ですので、経営者として、他の競争者に対して勝ち抜いていくことは、会社を担っている方の責任だと思いますが、その際にどういうところを競争原理として考えていらっしゃるのかということは明らかにしなきゃならないし、その中で、確認審査あるいは検査の精度を上げるためのインセンティブが働いているかどうかもお話を聞いていかなければならないことだと思います。

その中で、競争を勝ち抜くために、御自分の会社では何が競争性を強くするコアコンピテンスであるかということを経営者としてお考えであるかということも伺う必要がございますし、そもそもこういう会社をおつくりになった理念はどこにあったか、一体何をするために存在しているのかということ。

例えばトヨタであれば、車をつくることによって社会に貢献するといったように、それぞれの企業にも利潤を追求する社会的な使命がございますが、そういった点で一体どういうことをお考えなのか、それを、実際に絵に描いたもちにしないために何をされているのか。

その上で、1点目の論点に絡みますが、そういうことを踏まえて、今回問題になっているような検査あるいは審査を含めて、どういう経営資源の投入をされているように考えていらっしゃるかを、既にきょうお話しいただいたことで御説明は尽きていると思いますが、これについて必要があれば、時間がある限り伺えればと思います。

白石委員 話をもとに戻すようで非常に恐縮ですが、先ほどの資料の件、巽座長から、次回以降ということで締めくくりをいただいたんですが、この委員会は公開しているということから、極力例外を排除した方がよろしいのではないかと思います。

事務局と座長に一任をして非常に恐縮ですが、個人情報などを消去してという形で、事後的にでも公開請求があればこれを公開する方向で検討していただいたほうがよろしいのではないかと、ということが1点です。

いまの野城先生の調査要点、非常に的を射ているわけですが、今回、愛知県や台東区の方もお越しでございますので、特定行政庁についてのヒアリングポイントもあるのではないかと思います。

それについて、次回以降からのこの委員会に関する提案ですが、短い時間の中で、4者の方の意見表明と、こちら側からの質問を効率的に進めるには、あらかじめこういうことを聞きたいということ、この委員会側からヒアリングに投げておいたほうが、より効率的な意見聴取ができるのではないかと思います。

今回はそれぞれ4者の方におっしゃっていただいたわけですが、今後の方向性や検討項目について重複している観点もございますので、それは事前に質問表を出すことによってある程度整理をしていただけたらと思いますので、そのような進め方をぜひお願いできればと思います。

巽座長 委員限りの資料の問題は、先ほど申し上げましたように、私の方でもう一度検討させていただいて取り扱いたいと思っています。

ヒアリングの問題は、今回は特定行政庁2者と指定確認検査機関の2者にお願いしていますが、どういう話をしていただきたいかということはあらかじめ申し上げておいて、その結果、きょう報告をしていただいたものでございます。

これもまた御相談しなければいけないわけですが、この会が全体として6回しかございませんで、きょうは第2回ですが、各回にやっていただく方を決めて報告していただきますので、6回では、我々委員の間の議論も必要でありますし、おさまりがつかないのではないかと、個人的にはそう思っていますが、それについてはまた御相談したいと思っています。

野城さんの御提案は、この委員会の議論を、ヒアリングを有効にするために御提案いただいたものでありまして、きょうおられます4人のうちの指定検査確認機構の問題についての御質問だと思います。

これについてそれぞれ、ここに書かれています内容について簡潔にお答えいただきたいと思っています。

井出委員 今、白石さんが言われたことに私も基本的に賛成です。ですから、時間の節約という意味でも、これは基本的なことですから後で出していただいてもいいんじゃないでしょうか。

むしろ私個人で言えば、きょうはイーホームズさんがいろいろと問題提起をされました。あと30分ぐらいしか時間がないわけですから、むしろこれに集中した方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

巽座長 まずこれを出していただいた野城さんに簡潔にお答えしていただいた上でお話を伺いたいと思います。

日本E R I (株) 私どもは会社設立の直後、日本E R I七つの理念をつくりました。これには、会社と社員は七つの理念を实践して、良質な住い・建物を実現し、安全で美しいまちづくりに貢献しますというのがありまして、1、消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します、2、法令・規定を遵守し第三者性中立を保ちます、3、最高水準の技術を提供して、技術の基準となります、4、全分野のニーズを引き受け、迅速なサービスに努めます、5、すべての業務を自己執行する責任ある体制を築きます、6、可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります、7、信頼され、社会的にも影響力のある会社になりますと、抽象的ですが、そういうものをつくって、会社の経営、社員の目指す方向としています。

巽座長 ここで野城さんが御質問の点は、今おっしゃったような、わりあい理念的なもので言えばそういうことになるんですが、もっと具体的な競争関係のことをお聞きになっているんじゃないかと思いますが。

日本 E R I (株) 最近、株式会社だと利益追求だから甘い審査をするということがときどき聞かれますが、私どもは、申請する方からよく言われるのは、役所より厳しいということを言われます。これは喜んでいいのか、もう少しサービスということを考えなければいけないのかという解釈の仕方がありますが、私どもは最も厳しい審査をしている、現場の検査も最も厳しいということで、それを評価していただいて申請をいただいていると考えています。それが逆に競争力になっていると思います。

白石委員 理念的なものは後でペーパーでお出しただいたらわかるかと思いますが、それは置いておかせていただいて、先ほど御説明にございました構造計算ソフト一覧、これはこの件が発覚してからお備えになったものなのか、それとも事前からあったものなのかということ。

先ほど御社独自のソフトを走らせて、その計算結果を検証するというコメントがあったわけですが、これを事前にされていればこうした事件は起きなかったのかどうか、2点についてお教えいただきたいと思います。

日本 E R I (株) 構造計算ソフトは11月末に購入したものです。それまでは会社の備品としてはございません。

前からこういうものがあつたらどうかという御質問ですが、平成12年、13年の時期に、改ざんなり偽装があり得るというコンセンサスがあれば当然計算したと思いますし、それが無い段階で、これを検証するには、申請者の構造計算をした方からデータを提供してもらわないとだめです。それが円滑にいくかどうかということで、おそらくその時期だと非常に困難さはあつたと思いますが、偽装があるかどうかをチェックしようということで計算をしていれば当然わかつたと思います。

和田委員 先ほど藤田さんがおっしゃつたとおり、地盤の反力の条件、浮き上がる、浮き上がらない、この荷重を入れている、入れてない、相手からデータベースをもう一回流すので、それを再チェックとおっしゃつているのならやめた方がいいと思います。藤田さんが言っているほうが正しいと思います。もう一回設計するぐらいの気持ちでデータを見ないと、データの提供を受けて、ただソフトに流せば、それで耐震設計がちゃんとできているなんて言うならやめた方がいいと思います。

小谷委員 今、和田委員からお話でしたが、E R Iでお持ちになっている五つか六つの一貫計算のプログラム、これで同じ建物を解析したときに同じ結果が出ると思いいになりますか。

日本 E R I (株) 試してみましたが、一つ一つによって異なる結果が得られます。

小谷委員 そうだと思います。建物の施工上の問題については、住宅の品質等確保の促進法で瑕疵責任がございまして、施工業者あるいは売り主の方で、もし瑕疵があった場合には責任をとるといようなことがあります。構造設計が正しくできているかどうかは建築確認しかない。

建築確認は、基準法が定めている要求条件を満たしているかどうかを確認するのが業務だと思います。

建築基準法の中で定めている構造に関する規定は、荷重外力の大きさを決めていまして、それに対して構造物が満たさなければいけない最低の性能だけが決められている。

台東区さんの資料でしょうか、資料 2 の 4 ページの 10 に、構造審査に使用しているマニュアルがございます。ここに書いてあるマニュアルの内容は建築基準法とは全く関係がございません。これは学会の規準でして、建築基準法がこれを使わなければいけないということは全く決めていない。構造技術者が勝手に、どこの規準に従って計算しても構わない。

構造計算のプログラムは、ここの部分をいろいろ工夫してできている。だから、計算した結果、一つ一つのプログラムによって違う結果になる。これも当然だと思います。違う結果が出るようなことを建築確認のところで検査しろというのは不可能なことだと思います。

技術者が、あるマニュアルに従ってやればこの結果になる、別のマニュアルになれば違う結果になる。一つ一つ、そういうところまで建築確認で検査をしろということはほとんど無理ではないかと思えます。

そういう意味で、建築確認はどこまでやるのか、そこを今後考えていただかないと無理である。あくまでも建築基準法が求めているのは、外力荷重として何を使って、最終的に、例えば許容応力以内におさまるとか、必要保有水平耐力を超えとか、そういう性能を確認することを建築確認に求めている。

イーホームズは、一貫計算のプログラムを編集できてしまう、そこで編集されたらどんな結果になるかわからないとおっしゃっておられましたし、また、我々委員でも、入力データを要求して、設計がどうかを検討することは意味がないというような御発言だった。アメリカのビルディングパーミットでは入力データを提出させています。そして、行政でプログラムも持っています。その結果がどうなるかを確認して、申請された結果と整合す

るかを確認することをやっています。

途中でプログラムの改変があれば当然、答えが違ったものになりますから、そこで確認ができる。

将来、社会制度としても、建築確認で何を期待して、その正しさをどういうふうに確認するのか、そこを検討していただかないといけないのではないか。その点が今回きちんとできていなかった社会制度のために問題が起こったのではないかと私は考えます。

鳶委員 行政から見て、台東区とか愛知県とかそういう方向から見て、民間の検査機関はどういうふうに評価されているのか。公共的な検査から、民間へどんどんふえていますよね。パーセンテージからいっても。

あなた方から、民間の検査機関の機能とか能力をどういうふうに評価しているのが1点です。

民間は、理念をいっぱい述べられましたが、何を売りにしているのか。公共団体もあるわけですね。多分そちらの方が安いと思うんだけど、なぜ高いところへわざわざ来ているのか。そしてこれが見抜けなかった。

見抜けなかったことは、理念の中で、住民の安全とかいろんなことを保障するんだと言っていました。保障できなかったわけですね。そうした場合に、普通の企業だと、製品が悪ければ回収したり、製造物に対して弁償したりするわけですね。製品じゃなくても、監査法人でも、この間、見抜けなかったことについて、ある監査法人は解散にまで追い込まれたわけですね。そういうラストリゾートというか、そういうものは会社としてどういうふう持っているのか。

そのへんも含めて両者から聞きたいと思います。

巽座長 まず台東区からお願いします。

台東区 民間について、行政でどのように考えているかという御質問だと思います。

先ほどの資料を見せていただきまして、台東区では一人当たりの件数が非常に少ないわけですが、例えば日本ERIさんなんか、4倍から5倍ぐらいの件数を一人で処理されている。それが民間と言え民間かもしれませんが、先ほどの経歴を見せていただきまして、ゼネコンさんあるいは設計会社のプロが入社されて審査されている。これは私どもにはないようなプロだと思いますが、それでも時間的に、一日に2件くらい見るような数字じゃなかったかと思いますが、構造計算書は非常に分厚くて、データの数、入力データでも1,000個以上あるものもありますので、その一つ一つを一日で2件も見るのは、よ

ほどのプロでも難しいんじゃないかと考えますと、私どもは逆にそれを見習わなきゃいけないとも思っておりますが、それと私どもと一緒にすれば、もっといい審査体制になるのではないかと考えています。

愛知県 行政としては、民間開放をされて、そこできちんとやっていただけたらということであれば、そちらの方が大変ありがたいとは思いますが、基本的な疑問といいますか、民間がそういう利益を生むことと、適切な時間をかけて建築確認をきちんとすることが果たして両立するかなという疑問は抱いてはおります。

民間確認検査機関と特定行政庁、二股みたいになることは、私ども行政にとっても、どういうふうに体制を維持していくのかという問題にもつながることかなと思っております。

鳶委員 民間検査機関がうまく見抜けなかったために地方行政も負担を強いられる可能性があるわけですね。そういう問題については、民間検査機関に対して何か考えるところがあるんですか。今後の方針として。

愛知県 愛知県としては、先ほど申しましたとおりいろいろございますが、自前で再計算をするということで対応せざるを得ないと判断しているわけですが、E R Iさんはすでにそういう対応をされていますが、民間の、私どもが管轄します指定確認検査機関にも同様の対応を求めていくこととしたいと考えています。

鳶委員 地方行政として、マンションの建て替えとか、住民に対していろいろコストがかかるわけですね。自分たちがやったんじゃないところでもかかるわけでしょう。そういう場合に、民間検査機関に対して、そういうコスト負担について何らかの要求をしていくとか。

例えばさっきおっしゃった中では、我々に比べればラフとは言わないけれども、大変な作業をやっているなという感じがあるわけですね。

必ずしも、今の話から聞いていると、民間だからきちんとやっているとはとっていないように僕には聞こえるわけですが、そういうところで行われて問題が起きたときに、国とか行政に負担が来るわけですね。そういう問題について、例えば民間の検査機関がやったことに対して何らかの対応をするといったことが今後あり得るのかどうかということです。

台東区 民間の検査機関にどのようなというお話だと思いますが、このような偽装問題の、負担という言い方がいいかわかりませんが、体制を強化しないといけないと考えています。

負担と言うのか、当然のことと言うのか、それはわかりませんが、私どもはそれを負担

と考えずに、適切に対応したいと考えています。

巽座長 民間確認機関について御質問だと思いますので、いかがですか。

日本E R I (株) 何が売るかというのは、私どもは時間をたっぷりって厳正に審査する。現場の検査も厳正にする。これは口だけではなくて、実際にかけている時間とか人数から言ってもそう言えると思います。

検査件数は、10階建てのマンション、こんな厚い計算書、そんなに早く見れるのかと言うんですが、擁壁とか鉄塔とか、ガソリンスタンドの看板とか、そういうものも構造の審査をしなきゃいけないものがたくさんあります。そういうことを含めてでして、マンションをそんなにたくさんやっているというわけではございません。

見抜けなかった責任は、簡単に言うとそういうことをおっしゃっていると思いますが、その議論をするときに、一つは、今の御質問で、行政が民間機関にどういう指導監督するのかということも含めてだと思いましたが、私どもは大臣指定ですから大臣の指導監督がありますが、特定行政庁からの立入検査とか、そういうことはいくらあっても構わないと思います。大いにやっていただいた方がいいと思います。

もう一つは、今回の件は民間機関も特定行政庁も同じですね。民間だからという議論ではなくて、今後、偽装を起こさないためにはどうしたらいいかという議論をしていただければと思います。

もう一つ、民間機関としての思いですが、確認検査機関が、すべてのいろんな建物が安全でない要素があるとしたら、それをすべて発見する義務があるとすると、全部計算をして、偽装があるかどうかというチェックをまず全部しなければいけない。そのためには人と計算のソフトなり、コストが非常にかかると思います。ですから、検査料が何倍になるというふうに、結果としてはならざるを得ないと思います。

見抜く責任があるんだというのであれば、そこまでいかなければならないし、したいと思います。

イーホームズ(株) 民間と行政の違いで言えば、行政は審査する側の人間しかいなかったわけです。民間には、行政より有為なOBがいますし、民間で建築物を実際に設計してきたエンジニアリングがそろっているわけです。ですから、行政でやっていた以上に多様な審査ができる能力がある。

例えば住宅性能評価は行政ではできません。民間だからこそできるんです。そういう意味では、行政以上の審査能力を本来持っているわけです。

確認検査業務において、結果として見抜けなかったという点においては、電算処理制度がスタートして30年の中で初めての偽装だったということです。有効な充実したチェックリストがあったにもかかわらず、そのチェックリストすべてをチェックしても見抜けなかったんです。これはどこの行政も民間も同じです。

偽装物件の時系列一覧表を出したんですが、もともと行政ですっと見抜けなかったんです。そして民間開放が始まって民間になったということです。

民間は何が売りかということですが、どんな商品でもサービスでも、価格と納期と品質の三つがあると思います。当然品質です。最後には品質なんです。

例えば今回、マンション1棟10億ぐらいの調査の中で、確認検査の料金は15万円です。建築全体のコストの中で、この金額は価格のインセンティブというのは建築主にとってないと思います。

例えば2,000万円の戸建住宅で言えば、確認料金は1万5,000円程度です。ですから、価格とかスピードよりも、より品質が高い結果として、間違いがない審査をしなければ、後でこんなふうに建て替えする、壊すという問題になってしまうわけです。

昔、役所がやっていたときには審査請求が起きて、役所ではまず負けなかったんです。役所では、こういう間違いがあっても隠ぺいされてしまう体質だったと思います。

今、民間だからこそ審査請求が起きて、民間の機関だから負ける場合も出始めました。もし、負けた場合に莫大な損害賠償を負うリスクが民間にはあるのです。

例えば北側斜面の確認、戸建て確認で見落として1.500万円という判例が関西の方で出ております。それだけ大きなリスクを負って、自己責任でやっているんです。民間だから、この事件を発表するんです。公表できたのです。公表した結果、もし会社が潰れるようなことがあっても、公表しないわけにはいかなかったんです。

私どもは、行政や他の機関よりも同等もしくはそれ以上の審査を行っていると自負しています。これで確認検査制度が行政に戻るようなことがあったら全くナンセンスだと思います。民間だからこそ自己責任を持って、たとえ潰れても、個人でどれだけ負担をしても公表したんです。これだけはどうか御理解いただきたいと思います。

大河内委員 素人の質問ですが、皆さんのお話を聞いていると、これは特別の建築士さんがいて、特別の建主さんがいたために起こったと聞こえるんですが、これだけかなというのが世間全体の不安のもとになっていると思います。

そういうときに、検査機関はチェックできないところなんだとみんなに思われてしまっ

ていると思いますが、このような事態が生まれた事情が、特別にモラルのない建築士さんによって、特別にモラルのない建主さんによって起きた特別の事件だと思われませんか、そのへんについて御意見を聞かせていただきたいと思います。

鳶委員 例えば今、欠陥マンションがいろいろあるわけです。ひび割れがあったり土台がずれたり。ああいうのも一部の手抜きだと思っていたけれども、耐震構造とか基本的なところがあるからこういう問題が起こっているんじゃないかという不安が、多くの国民にはあると思います。

今の関連で、そこらへんも含めて。

イーホームズ(株) 今回の事件が11月17日、審査機関のミスという形で、制度上の議論にすぐなったのは不自然でならないです。

例えば医療ミスを医者が起こしたとします。それで、すぐ医療に関する法律の制度上の議論になるのでしょうか。

先ほど監査法人の例がございました。これで、証券取引法や商法が変わるという議論になるのでしょうか。今回の事件は余りにも不自然なんです。

確かに個人の、ごく少数の人間の悪事だと私は思っています。それにもかかわらず、何で制度上の議論にすぐすり変わって、責任追及するようなことが行われたか、私には非常に不自然でならないです。

私はホームページのトピックスでも挙げていますが、初めから、ほかの機関や行政でも同じような偽装事件があったんです。それは私自身が認識していたんです。

私どもは、調査を依頼されて、他の行政や民間機関がおろした確認検査物件で、偽装があったにもかかわらず、国土交通省に報告しても発表されないんです。平塚市が11月24日に自律的に発表して初めて口火を切って、皆さん公表するようになるんです。11月17日から1週間の間、イーホームズだけだったんです。イーホームズの21件しかないと、報道も姉齒氏も国土交通省もみんなそういうふうにしたんです。余りにも不自然でないと私は思っています。

今の大河内委員の御質問で言えば、ごく少数の犯罪者なんです。今回の問題は、制度上の議論で言うならば、大臣認定プログラムが改ざんされないような形で審査・申請される、先ほど小谷委員がおっしゃったような、アメリカのように電子申請を伴った認証のシステムが導入されれば問題は解決できるんです。私はそういうふうに認識しています。

巽座長 ありがとうございました。時間も余りございませんので、委員の皆さんからど

んどん質問をしていただいて、文書で回答していただくことにしたいと思いますので、委員の皆さんから御質問をお願いします。

山田委員 構造計算ソフトについて4点お尋ねしますが、初めは愛知県と台東区とイーホームズにお尋ねします。

E R Iでは11月28日に5種類、ソフトを備えたということですが、他の3者はそれをお持ちかどうか。

今度はE R Iですが、何種類あるうちの5種類なのか。どのくらいソフトというのはあるのでしょうか。

三つ目ですが、今回の調査にお使いになるために、そのソフトは購入されたものでしょうか。将来の検査のためには使わないということでしょうか。使わないとするならば、それは余り役に立たない。

5種類のソフトを用いることによって、全体の何%ぐらいの欠点がわかるものなのか、わからないものなのか。もしわからないとすると役に立たないということになりますね。

最後に、E R Iさんの一番最後のペーパーについている今後の対策と、先ほどイーホームズさんがおっしゃっていた、大臣認定のプログラムの改ざんができないようにしない限りは無理だということになるとすると、その四つの対策は余り意味がないということになってしまうのでしょうか。

台東区 ソフトについての御質問がございました。私ども台東区ではソフトはございません。今後購入するかどうかにつきましては、構造設計の検証には構造計算ソフトの導入は非常に効果的なものであると考えています。

ただ、そのソフトを運用する場合に、ソフトを運用する専門的な人も必要でして、その人数が、私どもの構造係3人の中でそれを担当するのは、今の現状ではなかなか難しいかなと思っています。

今はそのかわりに、外部機関に再計算を依頼してしまっていて、それは効果的にやれていますので、今後もそんなに数が増えない場合はそういう方法をとっていくのも一つの方法かと思って、今現在、検討中でございます。

愛知県 先ほど説明させていただきましたように、年明けからソフト、今のところは3種類を考えておりますが、購入して自前計算をすることにしています。

ソフトはほかにもいっぱいあるわけですが、ほかのソフトで来たものは私どもが入力をし直してやらなければいけないと考えています。

スタッフ的には、県職員のほかに、J S C A等の専門家を委託でお願いしまして、その協力を仰ぎながら処理する予定でございます。

日本E R I (株) 私どもはソフトは既にございますが、過去の検証にも使いますし、今後は、新しい申請に対してどういうふうにするかというのは検討中ですが、全部をやることは時間的にもできないと思っております。

巽座長 以前からソフトは持っておられるわけですか。

日本E R I (株) 以前は持っておりません。11月28日に購入しました。

正しい計算をしようとか、正しい構造の答えを出して、申請者にそれを言おうということではなくて、同じものを、データを提供していただいて走らせれば、不整合が出てくれば、どこかをいじっているというときに、その部分についての説明を求める、そういうものに使いたいと思っています。

イーホームズ(株) 弊社は構造計算ソフトは、この事件が生じたので購入したわけです。大臣認定プログラムは106種類ございますが、すべてが編集可能だということです。

S S 2という、姉齒設計士が使っていたソフトを購入したかということ、例えば千歳烏山のグランドステージという物件がございまして、当社でも、国交省の調査でも、これは偽装がないと考えていたんですが、住民の方が一級建築士事務所において調べたところ、偽装がある、それは0.6程度だと。

世田谷区自身が調べたところ0.3だったと。これは大成基礎さんに委託して頼んだところなんです。0.5以下だから年末までに退去しろということで、千歳烏山の住民の方から、どういうことなんでしょうかと言ってきたので、先ほど和田先生がおっしゃったように、再計算の結果、復元することは不可能だと思います。

106種類のすべてのプログラムに同じデータを入力しても、同じソフトであっても、同じ入力をして、仮定条件が目に見えませんが結果はバラバラになるんです。だから再計算は不可能と考えています。

ただし、なぜ我々がやったのかということ、代表的な仮定条件を前提として、S S 2で千歳烏山の物件を再計算したんです。そうしたら0.6だったんです。

明日、世田谷区の指導課長と、大成基礎の入力したエンジニアリングの方と、当社の技術者と、千歳烏山の住民も来て、どっちが正しいんだ、0.6だったら、年末に退去する必要ないわけです。

会計ソフトがございますが、どんな会計ソフトも全部、仕分けを入力すれば同じ財務諸

表が出るはずですが。

例えば構造計算ソフトは全く違うんです。構造計算ソフトは、定量化された、明示化された数字以外に、仮定条件という目に見えない部分があるんです。

ここの部分を、定性的なデータを定量化することによって、例えばアメリカのソフトでは、電子申請として添付するというので、復元ができるだけ100%に近い形でできるということですが、100%の復元は不可能だと、どの構造の専門家の先生も言うはずで

す。

和田委員 この数字だけじゃなくて、この事件が氷山の一角というお話があるかどうか、他にもあるのではないかと言われていますが、構造設計の中で、構造計算そのものが氷山の一角で、水の中に埋まっている氷の分ぐらい図面を見たり、鉄筋がどこにアンカーされているとか、設計した人に、どうしてこうしたんですかと、もっと人間対人間、絵を見てやることの方が7倍も多いわけです。

きょう2時間議論をしましたが、計算がよければとか、もう一回計算して同じ結果になればと、計算計算ってあんまり言い過ぎだと思います。

最初の質問ですが、なぜ、もっと見やすい計算書を出せとか、図面を見て確認しなかったんですか。それを各審査機関に聞きたいんですが。

図面を見れば、210キロのコンクリートで、下から上まで同じ太さの柱で、そこから見ていけば必ずわかるはずだと思うんですね。

これだけ先生方が集まって、まだ計算のことしか言っていないということで本当に残念なんです。

日本E R I (株) 先生がおっしゃるような計算をしておりますし、図面も十分見ております。

図面を見れば一目瞭然じゃないか、なぜこんなことがわからないんだということがテレビでもよく出ていましたので、私は素人ですが、どういうことなのかと、構造のベテランの者に聞きました。

1.0が正しくて、0.7とか8は違反である、ルール上はそうでしょうけれども、それを構造の図面ですぐに、これは違反だということがわかるかどうかということを見たら、0.7とか0.8のレベルではとても無理だと。照合していても。

20年、30年やっているベテランがどうして勘づかないのかというあたりですが、ずっと構造設計をやっていた人間は、やっていたときは非常に感覚が研ぎ澄まされてわかっ

たと。ところが、審査だけをするようになったら、その感覚が鈍ってくる、だから審査を長くやっているとよりわかるということじゃなくて、逆にわからなくなってしまうと。

そこまで言われると、審査担当者に、そういう感覚を磨け、あるいは教育して磨けるのかとなると、非常に難しさを感じるわけです。そこが一番の悩みです。

イーホームズ(株) 端的に申すならば、構造計算図書に明記された鉄筋の本数、鉄筋の材質、スパン等と図面が一致していた場合には、確認をおろさなければ不作為になってしまいます。

今回の場合で言えば、1階から11階までそれぞれのフロアにおいて、鉄筋の本数、計算図書と一致しているんです。これを設計の時点でおかしいからといって戻すことは不作為になってしまいます。法的に。だから確認をおろさざるを得ないというのが1点です。

なぜ設計的な視点で見なかったのかと言われてしまうと、全くその通りだったと思います。例えば性能評価とか、そういうことも利用していただければ、そういう視点でも見れたのではないかと思います。少なくとも確認検査制度の中においては仕様規定の整合性を見るので、そこで違ったからといって戻したら訴えられてしまいます。不作為ということ。

井出委員 国交省に質問ですが、中間検査とか完工検査の実態は今どうなっているのでしょうか。

建築指導課長 中間検査につきましては、行政庁が条例で指定をしている場合にはやらなければいけない。現在、7割ぐらいの行政庁で中間検査を導入しています。

完了検査につきましてはすべてやらなければいけない。その場合は検査員の方が行っていただいて、実際上は図面なり、あるいは実態を見て判断をしている状況です。

井出委員 ありがとうございます。私の乏しい経験で申しまして、マンションの建設の中間検査は事前に予告があるんですね。市役所が行きますとか、区役所が行きますみたいな。それで、それに合わせたところでやっている。

しかし、先ほど和田先生がおっしゃったように、図面よりも、現場で中間で見たって、鉄筋が足りないことなんかわかる可能性があります。検査そのものが非常にいい加減であり、ずさんである。

特に完工となったら、できたものを見ろと言われて、そこで欠陥が目に見えるものなんて多分ないと思います。基本的にその辺からおかしいと思いますが。

巽座長 その辺の問題もあると思います。時間の関係がございまして申しわけございま

せんが、質問を委員の方から出していただいて、後ほど文書でお答えいただくことに限らせていただきたいと思います。

御質問あるいは御意見のある方、どうぞ。

野城委員 最初に抽象的なことを申し上げましたが、今やりとりを聞いていまして、最大の問題点は、確認行為は、建築基準法に定める荷重条件に対してチェックするだけですから、必要条件をチェックするだけであって、必要十分条件ではない。

世の中の議論の中で、必要十分な安全を確認検査で保証されていないということを前提で申し上げますが、それにしても、先ほど小谷先生がおっしゃったような条件を、例えば先生がおっしゃるような方法で確認することはできたと思うし、きょうお話を聞いていて一番歯がゆく思いましたのは、構造の検査あるいは一般的な検査の精度を精神論としておっしゃっているんですが、構造の品質そのもの、あるいはそれをどのように適合性を検査するかということについては、経営者の方が、大変失礼な言い方をしますが、わかっていられない。トヨタの社長が、車のよさについて、うちの技術者は一生懸命やっていますから信用してくださいと言っているのに等しいんですよ。

これは制度の問題なのか、適合性に関する検査の精度についてのパフォーマンスをはかるものがなくて、それについてみんなが検証し合うものが、内部監査としても、あるいは外に対して、先ほど、私どもは非常に厳しい検査をしていることで通っていますと言いながら、それが資料の中でも見えていない。つまり検査の精度というのはインビジブルで見えないわけです。

それを市場経済の中で任せるとすれば、そういうものが外に見えるようにしていかない限り競争市場にならないわけでありまして、そういう意味では、私がきょう出させていただいた観点からすると、いろんな疑問を持っていますので、今後、そういうことについて補足的な質問をさせていただきますので、特に民間の方々はお答えをいただきたいと思います。

もう一つは、特に藤田さんに申し上げたいんですが、非常に苦しいお立場だと思いますが、当初、建築行政を担う市民としてと、つまりみなし公務員であることをおっしゃったんですが、あまりにも御発言が、いろんなメディアでおっしゃっているので、何をおっしゃっているかわからないところがあります。

これ自身が、今の一連のことにつきまして必要以上の不安を皆さん持っていらっしゃいますので、御発表になるときは、例えば御自分のホームページなり記者プレスなどで発表

されるとか、窓口を絞っておっしゃっていただかないと、さまざまなメディアで藤田さんがおっしゃっていることが並んでくると不整合ですし、不整合なものが、こういった時代ですから、インターネットを通じてリフレインをしていきますので、その点は、この調査委員会のミッションから外れますが、ぜひお願いしたいところです。

白石委員 先ほどERIの社長さんが、ガソリンスタンドの構造物もやっているということをおっしゃっていましたが、共同住宅対ほかの簡明な構造物の比率がどれぐらいかということ、データがあればお出しいただきたいと思います。

愛知県さんと台東区さん、今後、事後的な対応策、再発防止についてどういうことをお考えかということは項目として挙げていただいたんですが、私もこれは必要条件だと思いますが、これで万全が期されるという印象は持ちませんでした。

具体的に、建築士への指導強化とか、相談窓口とか、チェックリストの充実という項目を挙げていただきましたが、もう少し詳細に、何をどうするのかというお考えがございましたら、ぜひペーパーでお願いしたいと思います。

鳶委員 いろんな問題のマンション、数字が毎日のように変わってくるわけですね。国交省で、最新の数字はどういうことなのかを毎回出してほしいのが一つです。

同時に、その中で、姉齒と、いま問題になっている木村建設とか、それ以外のものがどういうふうになっているのか、それをきちんと出してもらいたい。

それは本当に一部の人間だけの問題なのか、もうちょっと波及する可能性があるかという問題を考える上で重要だと思いますので、その辺も出してもらいたい。一般の住民からの検査要求がどの程度来ているのかということも知りたい。

地方の行政の方には、不安を抱かせないために、費用をある程度分担すると言っていますが、分担割合が、建築業者とか、個人とか、自治体とか、いろんなところで違うわけですね。費用分担の割合はどの程度のことを考えておられるのか、その辺も考えている方針みたいなものがあったら聞かせていただきたい。

検査機関は、藤田さんは、これは建築行政を担う者の志だと言ったけれども、どんなことがあってもやるんだと言ったけれども、実際に皆さんそういうふうにおっしゃるわけです。そして現実には、倒産したり破産したら何もできないわけですね。そういうものの保険をどうかけているかということも今後必要なことだと思います。

銀行にしたって何にしたって、いろんな不正があったときに保険をかけているわけですが、ラストリゾートというんですか、そういうことについての方策も考えているかどうか

ということもできたら知らせてほしいと思います。

井出委員 検査機関の両者に伺いたいのは、建築基準法の数値1をどういうふうに解釈していらっしゃるか。

これは最低基準だと、基本的に我々は理解しているんですが、1になればいいというお話がやたら多いんですよね。この辺について明確にお答えをいただきたい。

イーホームズさんですか、旧建設省OBが多いというのは。

イーホームズ(株) いいえ、違います。当社には国のOBは一人もおりません。

井出委員 今見たら、そんなに多くないんですね。

日本ERI(株) 私どもには、建設省あるいは国土交通省のOBの方は一人もおりません。

井出委員 先ほど藤田さんから、国交省に対してもいろんなことをおっしゃったんですが、それについては速記録を後で見て、国交省側から反論というか、明確に、時間的な経過も含めて、こうであったということをお答えいただければと思います。

大変お尋ねしにくいことですが、どうしても知りたいのは、毎年、何千万という建築確認申請があって、それをスムーズに処理するためにこういう機関ができた、民間に開放されたんだと理解していますが、そういう意味で申しまして、確認申請の事務処理費はどれぐらいで請け負って、1件当たりの消費時間が、先ほど出ておりましたが、一人どれぐらいでということがわかれば、他社との比較もできるし、だからこそ官から民間に流れたとか、いろんなことがわかってくるので、非常に出しにくいとは思いますが、これこそ委員限りで結構ですから、数字が欲しいですね。

稲山委員 私マンションに住んでいる人間ですから、購入するときには最大の注意を払って買うことにする。

お聞きしたいのは、人生最大の買い物をする住宅について、きょう4者の方がおいでになっていますが、どのような立場で、どのような考え方で、だれのために検査あるいは確認をしているのかということをお聞きしたい。

答えは、おそらく僕が想像しているようなものになってしまうのではないかと思います。本当はどうなのかというのが見えて来ないですね。いままでのお話を聞いていまして。

そういうことで、どこが悪いのか、どこに責任があるのか、何で今度こんな問題が起きたのか、あからさまに言っていただけないか。いままで黙って話を聞いておりましたが、

見えて来ないわけです。消費者側からしますと。

今度起きた問題を、この後どうやって責任をとってくれるんだ、だれが責任をとってくれるんだということが全然見えてこない。

そういうことからしますと、責任のなすり合いをやっているような気がしてしょうがないんですね。

問題は、被害をこうむった方々をこれからどうするのかというのが一つと、もう一つは、これまでの建築行政がこれでよかったのかどうなのかということだろうと思います。それをどういうふうにしていくのかというのは、過去の検証でしようし、これからそれをきちんと改めていって、二度とこういうことのないようにしていかなきゃいけないんじゃないかと思いますので、あからさまなところを出していただいて、私どもがそれを国なりに提案できるようなものが出せるようにしていただけたらと思っています。お願いします。

山田委員 先ほどもお尋ねしたんですが、イーホームズの提案された大臣プログラムの改ざんがないようにすれば防げるのではないかという御意見がございましたね。

それに対して、E R Iから出されています資料3 - - 9に出しております四つの提案がございましたね。対策として。これについて4方がどのように評価されるかをお願いしたいと思います。

巽座長 私が最後に一つ、イーホームズにお願いしたいんですが、きょうパネルを使って御説明がありましたが、これについて文書でぜひお出しいただきたい。

特にこの事件が始まってからの経過は、私が理解していることと、先ほどの御説明とちょっと違うように思いますので、文書で経過、今、御説明があった、これまでのことについて独特のお考えをお持ちのように思いますので、それを御披露いただきたいと思っています。

和田委員 最初に御質問したことですが、なぜ曲げモーメント図を書くように言わなかったか。曲げモーメント図は、きょう大勢いらっしゃる中でわかる方は2人が3人しかいないかもしれませんが、数字だけじゃなくて、曲げモーメント図というのがあるんですよね。柱や梁にどんな応力があるか、その図を見れば、配筋との整合性は一目瞭然なんですね。数字だけ見ているからいけないので、昔からの、我々、学校でも教えていますが、なぜ数字だけの処理で簡単に受け取ったのか。それも国交省が書いちゃいけないと言っているのか。

小谷委員 愛知県さんから、今後の課題として何を解決すべきかということをお説明い

ただいたんですが、それを文書で出していただけますか。

ほかの4方からも、将来どういう問題を解決すべきかという提案があったわけですが、それぞれの項目について、4者から、どういうふうに対応を考えている、こういうふうにやったらいいのではないかという御提案も一緒に出していただけると、将来のために非常に有効になるのではないかと考えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

巽座長 貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。時間の不足でまことに申しわけございません。

議題1につきまして、ヒアリングのことですが、これまでとさせていただきます。

特定行政庁及び指定確認検査機関の皆様、本日は大変お忙しいところにかかわりませず、この委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。これをもって御退席いただいて結構でございます。

(関係者退席)

巽座長 なお、次回は建築不動産関係者から聞き取りを行うこととなっております、分野別を考えますと、設計・施工・販売になるかと思ひます。

設計につきましても、一般的な設計の方と、構造の専門家がいますので、両者からお話をお聞きすることが適当だと考えて、合計4者から聞き取りを行うことといたしたいと思ひますが、選定に当たりまして何か御要望などございましたら、委員の方、お出しいただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

どの機関から聞き取りをするかにつきましては、私に御一任いただきたいと思ひます。

次に、前回の委員会で、住宅局から提出してほしいという御要望がございました資料について、住宅局から資料がございますので、コメントをいただきたいと思ひます。

建築指導課長 参考資料1と2を配付させていただいております。

参考資料1は、前回の委員会における質問事項でございまして、13項目についている文書あるいは資料等をつけさせていただいております。ごらんいただいた上で、これにさらに追加、あるいは不十分だということであれば御連絡をいただきたい。また、そういう形に対応させていただきたいと思っております。

なお、参考資料2は、社会資本整備審議会に諮問を行っていますが、その資料でございます。よろしくごらんいただければと思ひます。

以上でございます。

巽座長 これについて、今の段階で御質問がございましたらどうぞ。よろしゅうござい

ますか。

後でゆっくり見ていただいて、再質問がございましたら提出していただきたいと思えます。

穂山委員 ヒアリングが幾つか計画されているようですが、その中に、被害者の方からのヒアリングがないようなんですが、これはぜひやっていただけないかなと思います。

巽座長 わかりました。確かにそうですね。

この委員会は、建築行政の対応上の課題について調査を行うために、関係者からのヒアリングを進めてまいります。短い期間の中で、委員会の場でヒアリングに出席していただける方にも限りがございます。今、御提案がございましたようなこともありますので、できるだけそれを満足したいと思えますが、今回のような問題を掘り下げて検討するためには、第一線で実務に携わっている方々の情報とか御意見なども参考にすることが必要だろうと考えております。

このため、本委員会に、構造計算書偽装問題に関する検査・確認体制の改善に資する情報の提供をいただく窓口を設置したいという提案をいたします。

提供いただきました情報については、個人情報保護の観点から慎重な取り扱いを行うこととし、委員の間で情報の共有を図りながら、本委員会の審議に活用してはいかかがと考えています。

なお、緊急な行政対応が必要な情報であると委員会が判断した場合などにつきましては、適当な対応を求めることなどを考えております。

もちろん、本委員会の調査・検討の対象としてふさわしくない情報については、情報提供の対象外とすることが適当であろうと考えておまして、例えば個人に対する誹謗・中傷などに関する情報については対象外として取り扱うことにしたいと考えています。

このことにつきまして委員の御意見を賜りたいと思えます。よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

御同意いただけたようですので、本緊急調査委員会に通報窓口を設置することとしたいと存じます。守秘義務とか個人情報保護の問題に関する取り扱いなど、詳細な運用につきましては事務局においても検討させることといたしますが、私にお任せいただきまして、決定次第直ちに各委員にお知らせすることとさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

本日の議事はこれで終了とさせていただきたいと存じます。貴重な御意見をいただきま

してまことにありがとうございました。

山田委員 次回1月18日の建築・不動産関係者ヒアリングとなっているんですが、ちょっと抽象的でわかりませんので、具体的にどういうことをするのか、どういう心づもりで臨めばいいのかを教えてくださいたいと思います。

鈴木政策評価官 事務局から、次回のヒアリングの内容、どういう対象事案、どういうものにするのかということですが、先ほど座長から御提案がありましたが、設計・施工・販売という関係の方、特に設計の方の中では、一般の設計の方、構造関係の設計をやられる方、いわゆる建築士の方になろうかと思えます。施工ということになりますと、建設会社の方ということになろうかと思えます。販売ということになりますと、不動産販売会社、今回、こういった関係の方々がいろいろと関与しておりますし、行政の対応に当たりまして、こういった方々から、それぞれどういうことをやったらいいかという示唆をいただくことができればいいのではないかと考えているところでございまして、具体的な、例えば建築業者はどこを呼ぶかとか、そういったことについては事務局ではまだ考えておりませんが、そのようなことを考えております。ちょっと補足させていただきます。

坂本政策評価官 若干補足させていただきますと、1回目は住宅局、国の行政、今日は地方の行政と民間、審査する方ばかり見てまいりました。

こうした問題の緊急対応をしていただくためには、つくる側の方にどういう問題があったのかということを知る必要があるだろう。

とりわけ設計者、大概の方は良心的にやっていたいでいるはずですが、どこかで狂うとおかしくなってしまう。そういう観点で、相互にどういう問題があるか。あるいはあちら側から見える行政の問題点もあるんじゃないか。そういったものについてヒアリングをいただいて、全般的に緊急対応に必要な法令等を許可をしていただくことをやっていただくことがいいのかなと事務局で考えた次第でございます。

鈴木政策評価官 それでは事務局から資料4を御説明させていただきたいと思えます。

本日は長時間にわたりまして御議論いただきましてまことにありがとうございました。

次回以降の日程ですが、先日、委員の先生方から、1月、2月、3月の日程表をお送りいただきましてありがとうございました。

その中で、具体的な日にちを早めに決めさせていただいた方が先生方の御都合もよろしいかと存じまして、一部の先生方の御都合が合わない場合もあるかもしれませんが、座長及び最大限の委員の方々に御出席いただけるような日を検討しましたところ、第3回が1

月18日、第4回が1月30日、第5回が2月21日、第6回が3月13日という形で予定をさせていただければと思っています。

今のところ2時間という形で予定を組んでいますが、本日も大変熱心に御議論いただいて、時間が随分超過しましたが、そういうことも含めて、時間につきましてももう少しちょうだいすることになるかと思いますが、検討させていただきたいと思います。

このような形で開催をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

次回につきましては1月18日の16時から開催させていただくことにしまして、開催案内につきましては後日送付をさせていただきたいと思います。

なお、本日の委員会の内容等につきましては議事要旨を作成の上、資料とともに速やかに、国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきたいと存じます。また、前回の詳細な議事録ですが、今つくってありまして、これにつきましても後日、委員の皆様にご確認をいただいた上でホームページにて公表することとさせていただきたいと存じますので、御協力方よろしくお願い申し上げます。

小谷委員 きょうまでの議論で、委員の方で感じたこと、あるいはこういうことを検討していただきたいとか、あるいは自分はこういうふうに考えるという意見を事務局にお送りしたいんですが、連絡先を皆さんに教えていただけますか。メールで連絡させていただけると一番ありがたいんですが。

鈴木政策評価官 連絡先を各委員の皆様方にファックスなりでお知らせするようにいたしますので、そちらの方へ御意見をちょうだいできればありがたいと思います。

渡邊政策統括官 その点につきまして、今のような対応で臨みますが、もう一つは、第4回に論点整理をいたします。その前には自由討議をとりますが、時間的に非常に難しいということがありまして、大変お手数ですが、多分そのときには書面で御意見等をいただいて、座長のところで整理をお願いすることになるかと思いますが、その点合わせてよろしくお願いいたします。

和田委員 議事要旨について、私のところに見てくださいというメールが来て二日後に送ったんですが、既にホームページに、私の修正意見が反映されないまま公開されていたんですが、どれくらい早くレスポンスすると議事要旨に反映されるのでしょうか。

鈴木政策評価官 議事要旨につきましては基本的には速報版ということで、私どもの責任で掲載させていただきまして、注意書きとしまして、「速報版につき修正の可能性あ

り」と記載した上で掲載させていただきました。

したがいまして、ちょうどしました御意見等につきましては修正いたします。改めてそういった形で修正いたします。

あくまで私どもの責任で速報として掲載したものでありまして、詳しい議事録の方は、各委員にお送りしまして御確認をいただいた上で掲載するという形をとらせていただきたいと思います。

巽座長 どうもありがとうございました。